

道路局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について

平成21年3月31日付け国道総第2131号

国土交通省道路局長通知

改正 令和5年8月25日

道路局所管補助事業等における財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供すること等をいう。以下同じ。）の承認については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）のほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

（※）なお、貴管内市町村（指定市を除く。）に対しては、貴職より周知されたい。

（※ 都道府県あて通知のみに記載）

記

1 申請手続の原則

- (1) 補助事業者等が補助金等適正化法第22条の規定に基づき財産処分を行う場合には、別紙様式第1により地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）あて財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地方整備局長等は、記1(1)の承認に当たり、別紙様式2により補助事業者等に通知する。この場合、必要に応じて承認別表に掲げる財産処分の区分により国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すか若しくは条件を付さないことができる。
- (3) 補助事業者等は、記1(1)の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、地方整備局長等に報告を行い、その指示に従い、改めて必要な手続を行うものとする。

2 申請手続の特例（包括承認）

- (1) 補助事業者等が、道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない、かつ、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除く。次号において同じ。）には、記1(1)にかかわらず、別紙様式第3により地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。また、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。
 - ① 補助事業等の完了後（補助対象財産の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した補助対象財産
 - ② 補助事業等の完了後10年を経過していない補助対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの
 - ③ 災害又は自己の責に帰さない事由により使用できなくなった補助対象財産
- (2) 補助事業者等が記2(1)により地方整備局長等に報告した財産処分であって、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
 - ① 交換 交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
 - ② 貸付け 使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること
- (3) 補助事業者等は、記2(1)による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

3 間接補助事業者等の財産処分の取扱い

- (1) 補助事業者等が間接補助金等の交付決定において、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助事業者等の承認を受けべき旨の間接補助条件を付している場合であって、間接補助事業者等の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者等は、別紙様式第4により地方整備局長等あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。

- (2) 補助事業者等が間接補助事業者等から記3(1)の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

4 その他

- (1) 地方整備局長等は、記1から記3までにより補助事業者等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- (2) 補助事業者等が、記1(1)若しくは記2(1)により財産処分の承認を受けた補助対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において道路局所管補助事業等により計画した場合には、国土交通省等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択等について慎重に検討しなければならない。
- (3) 地方整備局長等は、必要に応じ、記1(1)若しくは記2(1)により財産処分を承認した補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。
- (4) 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
- ① 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条
 - ② 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第29条及び第57条
 - ③ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第45条
 - ④ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第27条の6
- (5) 記2により財産処分報告書の提出をもって地方整備局長等の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じて別途個別に定めることができる。
- (6) 本通知の発出日において、既に補助事業者等から地方整備局長等に財産処分承認申請が行われ、かつ、地方整備局長等が承認を行っていないものについては、本通知に基づき処理することができるものとする。

附 則（平成24年3月15日付け国道総第786号）

本改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和5年8月25日付け国道総第182号）

本改正は、令和5年9月1日から適用する。

別表

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること 	目的外使用により生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、補助条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
	無償	国庫納付（ただし、補助条件を承継する場合は国庫納付を要しない。）	譲渡時における時価評価額のうち国庫補助金等相当額
交換（補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。） ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること 	交換差益額のうち国庫補助金等相当額

貸付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること 	貸付けにより生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	－
担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	抵当権を設定した時点における時価評価額のうち国庫補助金等相当額

（備考1）包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。

（備考2）国庫補助金等相当額の国庫納付の上限額は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

（備考3）目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の国庫補助金等相当額を国庫納付すること。（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）

〇〇地方整備局長等

申 請 者 〇〇知事等

道路局所管補助事業等に係る財産処分承認申請書

令和〇〇年度の道路局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産の処分について承認を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定及び「道路局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日国道総第2131号道路局長通知）記1の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請する。

記

- 1 補助事業等の内容 〇〇事業費 〇〇費補助 道路改築
事業費 〇〇千円 国費 〇〇千円 補助率〇／〇
- 2 補助事業等の実施期間 令和〇年度～令和〇年度
- 3 財産の名称 不動産（土地）等を記載
- 4 処分の方法 目的外使用、譲渡、交換、貸し付け等を記載
- 5 処分の相手方 〇〇〇〇
- 6 財産の数量 公衆用道路 〇〇〇m²等を記載
- 7 処分理由（目的）
- 8 処分金額（概算） 〇〇〇円
（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 補助金返還額（概算） 〇〇〇円（処分金額×補助率（当時））
- 10 処分予定日 令和〇年〇月〇日
- 11 添付書類

位置図、平面図、丈量図（土地評価調書）、処分の相手方の事業概要、完了実績報告書（補助率差額分を含む）等の参考となる資料

〇〇知事等 殿

令和〇年〇月〇日付け第〇号で申請のあった国庫補助事業で取得した財産の処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定及び「道路局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日国道総第2131号道路局長通知）記1の規定により承認する。

なお、承認に係る処分が完了した場合は、その旨を当職あて報告されたい。

※必要に応じて条件を付す

〔 〔例えば、当該財産処分により収益が見込まれる場合〕
また、承認に係る処分から生じた利益については、補助金相当額を返還する
ものとするので、併せて報告されたい。 〕 〕

令和〇年〇月〇日

〇〇地方整備局長等

〇〇地方整備局長等

報 告 者 〇〇知事等

道路局所管補助事業等に係る財産処分報告書

令和〇〇年度の道路局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産の処分について承認を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定及び「道路局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日国道総第2131号道路局長通知）記2の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業等の内容 〇〇事業費 〇〇費補助 道路改築
事業費 〇〇千円 国費 〇〇千円 補助率〇／〇
- 2 補助事業等の実施期間 令和〇年度～令和〇年度
- 3 財産の名称 不動産（土地）等を記載
- 4 処分の方法 目的外使用、譲渡、交換、貸し付け等を記載
- 5 処分の相手方 〇〇〇〇
- 6 財産の数量 公衆用道路 〇〇〇m²等を記載
- 7 処分理由（目的）
- 8 処分金額（概算） 〇〇〇円
（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 処分予定日 令和〇年〇月〇日
- 10 添付書類
位置図、平面図、処分の相手方の事業概要等の参考となる資料

〇〇地方整備局長等

報 告 者 〇〇知事等

道路補助事業等に係る財産処分報告書（間接補助）

道路局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産の処分について、間接補助事業者等から承認申請があり、返納金の納付を条件に承認したので、「道路局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日国道総第2131号道路局長通知）記3の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る返納金額（国庫補助金等相当額）
- 8 財産処分の内容
- 9 添付書類（間接補助事業者等から補助事業者等への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）